

第2次中能登町子ども読書活動推進計画  
～読書からつながる子どもの未来～



令和4年4月

中能登町教育委員会

## 目 次

<b>1</b>	<b>子ども読書活動推進計画策定の基本的な考え方</b>	
(1)	子ども読書活動の意義	2
(2)	国の計画	2
(3)	県の計画	2
(4)	本町の基本的な考え方	2
<b>2</b>	<b>中能登町子ども読書活動推進に関する施策の体系</b>	4
<b>3</b>	<b>各施策の現状と課題・取組</b>	
(1)	家庭	5
(2)	地域	6
(3)	子ども園・保育園・児童館・放課後児童クラブ	7
(4)	学校	8
(5)	図書館	9
<b>4</b>	<b>啓発活動の推進</b>	11
	<b>参考資料</b>	
	子どもの読書活動の推進に関する法律	12

## 1 子ども読書活動推進計画策定の基本的な考え方

### (1) 子ども読書活動の意義

読書は、子どもの言葉や感性を育み、表現力や創造力を豊かなものにしてくれます。また、そのことが人間関係を築いていくうえで大切なコミュニケーション力を高めることにつながります。幼い時期から本に親しむことによって、子どもは本の世界から様々なことを学び、心豊かに成長していきます。

子どもの健やかな成長を願い、子どもの読書環境の整備・充実を図っていくことが大切です。

### (2) 国の計画

子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」とし、翌年の平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関する基本理念や国及び地方公共団体の責務等を明らかにしています。そして、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、国は「子ども読書活動推進基本計画」を策定・公表すること、地方公共団体はこれを基本として「子ども読書活動推進計画」の策定に努め、公表することとしています。また、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるために、4月23日を「子ども読書の日」と決めました。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」を受けて、国は平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、おおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を示しました。その後、平成30年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第4次)」が策定されました。

### (3) 県の計画

石川県は、平成16年に「石川県子ども読書活動推進計画」を策定・公表し、5年間にわたって県が取り組む子ども読書活動の推進施策の方向性や取組を示しました。平成31年には改訂版を策定し、子どもの発達段階に応じた取り組みや子どもの読書への関心を高める取組の推進等、今後の施策の方向性と具体的な取組を示しました。

### (4) 本町の基本的な考え方

本計画は、子どもが本の楽しさを自ら発見し、多くの様々な読書を通じて社会の一員としての自覚を養い、豊かな人間性と主体的に生きる力を持った児童生徒の育成を目指すため、子ども読書活動を全町的に推進するための方策を示すものです。

## 基本方針

- ① 家庭・地域・学校における連携と相互協力による読書活動の推進  
日頃から子どもが読書に親しむことができ、生涯にわたり読書習慣を身につけることができるよう、家庭、地域、学校等における連携と相互協力による読書活動を推進します。
- ② 読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実  
子どもが気軽にたくさんの本に触れ、読書の楽しさ、奥深さを知ることができるような読書環境の整備・充実に努めます。
- ③ 読書活動に関する普及・啓発  
子どもが読書のきっかけをつかめるような機会の提供や、子どもを取り巻く大人に対しても読書の理解と関心を高めるなど、子どもの読書活動の普及・啓発に努めます。

## 期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、計画を推進していく過程において、状況の変化により新たな施策の展開や計画の見直しが必要となった場合は柔軟に対応していきます。

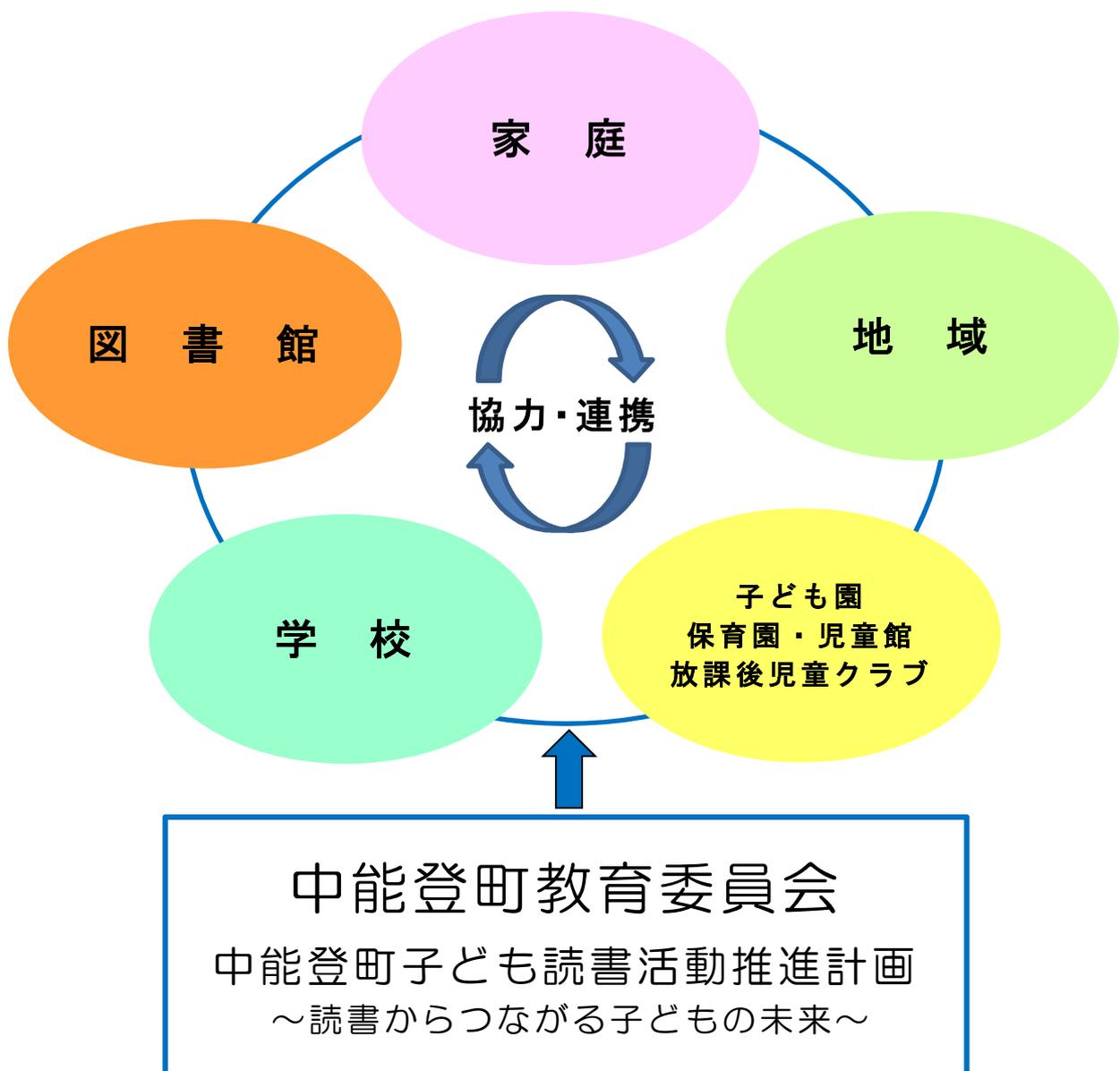
## 2 中能登町子ども読書活動推進に関する施策の体系

### ■基本方針

- ① 家庭・学校・地域における連携と相互協力による読書活動の推進
- ② 読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実
- ③ 読書活動に関する普及・啓発

### ■施策の体系

すべての子どもが自主的に読書活動に取り組むことのできる環境の整備を進めるために、家庭・地域・子ども園・保育園・学校・図書館が連携・協力します。



### 3 各施策の現状と課題・取組

#### (1) 家庭

##### 家庭における子ども読書活動の現状と課題

家庭は、子どもの生活習慣を育む場であり、子どもが初めて本と出会う場所です。子どもの読書習慣は日常の生活の中で形成されるものであるため、生活の基本となる家庭で、自然に本に親しむことができる環境をつくることが重要です。家族で図書館に出かけ、読書を強制するのではなく、子どもが自発的に興味関心を持ち読書を楽しもうとする雰囲気づくりが大切です。そのためには、保護者自身が読書の意義をよく理解し、読書を楽しむ姿を示すことがまず大切です。また、子どもの読書習慣が生活の中に位置付けられ、継続していくように配慮することが必要です。

中能登町では、心の栄養となる絵本の大切さを知ってもらうため、ブックスタート事業を実施しています。また、本を通して家族とのコミュニケーションを深めてもらうため、家読（うちどく）の普及・推進を実施しています。このような事業を通じ、家庭における読み聞かせや、子どもの習慣的な読書の意義や重要性について理解を促していく必要があります。

##### (主な取組内容)

- 保護者に乳幼児期からの読書活動の重要性を理解し実践してもらうために、絵本や図書館の紹介を行うブックスタート事業を継続していきます。
- 家読（うちどく）事業を通して、子どもの読書活動の推進を図ります。
- 家庭で多様な本と触れ合えるよう、図書館での配架や相談業務を行います。
- 家庭に向けて、図書館・地域施設等を利用し、身の回りに本のある環境づくりを推奨します。
- 図書館やその他の機関で行っている子育て交流事業などへの積極的な参加を促進し、読書活動の重要性について理解を促します。



【ブックスタートの様子】



【うちどくノート】

## (2) 地 域

### 地域における子ども読書活動の現状と課題

子どもの読書活動を推進するためには、いつでも、どこでも、子どもの身近な地域で本と親しむことができる環境を整備していくことが必要です。地域におけるおはなしグループや読み聞かせボランティア等の存在は、図書館を支えるだけでなく、読書に関する情報発信や啓発活動、地域文化を継承していくために大きな力となっています。特に、地域に根づいたこれらの活動は、絵本の読み聞かせ等を通じ、地域の読書活動の視野を広げる重要な役割を果たしています。

また、子どもを持つ親の多くが参加する行事や足を運ぶ場所を中心に読書の普及活動を実施するなど、効果的に取り組みを進めるとともに、社会教育関係団体等との協力を得ていくことも大切です。

### (主な取組内容)

- 子どもの読書活動に大きな役割を担っているボランティア団体に、より一層積極的に読書活動に関わってもらえるよう講座を開催し、活動を支援します。
- おはなしボランティアグループと連携しながらおはなし会などを行い、子どもが本に親しむ機会の充実を図り、同時に読書の魅力を伝えていきます。
- 図書館ボランティアによる学校やブックスタートでの読み聞かせ活動を継続していきます。



【ボランティアによる学校での読み聞かせ】



【定例おはなし会（ピノキオ）】

### (3) 子ども園・保育園・児童館・放課後児童クラブ

#### 子ども園・保育園・児童館・放課後児童クラブにおける子ども読書活動の現状と課題

幼児期の子どもは、大人との関わりの中で絵本や紙芝居等を通して、より豊かな言葉や感受性を育んでいきます。子どもと過ごす時間の中で、読み聞かせを重ねることが子どもにとって生涯の読書習慣の基礎になることを強く認識し、多くの絵本や物語と出会えるように心がけていくことが大切です。

また、保育士等は、読書活動が子どもたちの心を育てていく大切なものとして、読み聞かせなどが効果的であることを、保護者にも積極的に伝え働きかけていくことが求められます。

児童館・放課後児童クラブは、児童の健全育成や子育て支援の拠点としての役割を担っています。放課後の家庭以外での集団生活の場においても、本と親しむ環境を提供し、子どもの生活を充実させる取組を行っていくことが大切です。

#### (主な取組内容)

- 読み聞かせや紙芝居等をカリキュラムへ取り入れ積極的に実施するなど、子どもたちが本の魅力に気づき、絵本や物語の楽しさと出会うための多様な機会を提供します。
- 幼児期の読書活動の重要性、本の選び方や絵本などの読み聞かせの方法等についての理解を深めるため、各種研修への積極的な参加を促進し、保育士の意識や技能を高めるように努めます。
- 保護者に対して、絵本の魅力や読書の大切さ、家庭での絵本の読み聞かせが子どもの発達にとって大事な役割を担っていることを伝え、家庭での積極的な読書を促します。また、本の選び方、絵本等の読み聞かせの方法など、各種情報を様々な機会を利用して伝えていきます。
- 図書館との連携や、読み聞かせボランティアの積極的な受け入れなどを図り、子どもたちの絵本や物語・紙芝居等に親しむ機会が多様になるよう促します。
- 絵本・紙芝居などの質と量に配慮し、傷みのはげしい本の買い替えや発達段階に応じた図書を選定し、蔵書の充実に努めます。また、読書活動を身近なものとして感じられるように、子どもたちが自由に本を手に取り、落ち着いて読むことができるスペースを確保し、そのような雰囲気づくりにも努めます。

## (4) 学 校

### 学校における子ども読書活動の現状と課題

子どもたちが日常生活の大半を過ごす学校は、子どもにとって学習や体験の場であり、また、たくさんの児童生徒らがふれあい、豊かな知性と情緒を育てていく場であるといえます。授業で読書指導や資料を活用した教育が行われ、子どもたちが主体的に本にふれあう朝の読書などの時間も徐々に確保されるようになり、学校は読書習慣を確立し、読書の幅を広げていく上で大きな役割を担っています。

また、小中学校では、平成29年度からすべての学校に図書館司書が配置されました。学校図書館は、児童生徒にとって身近な場所であるとともに読書指導の場としての機能も備えており、子どもが質の高い読書活動を行う機会を提供する場所となり得ることから、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていくことが必要です。

さらに、町立図書館・司書教諭・学校図書館司書と連携し、資料の収集や調べ学習への対応、整理技術なども含め幅広く情報や意見交換を行い、相互理解を深めることが大切です。

### (主な取組内容)

- 「朝の読書」の推進とさらなる充実を図ります。また、学年に合わせたおはなし会の開催、校内で設定した読書週間・月間中の図書まつりなど読書関連行事を実施し、自主的な読書活動支援に努めます。
- 地域と連携し、読み聞かせボランティアによる朝の読書タイムを継続していきます。
- 毎月23日の「いしかわ学校読書の日」の実施に合わせ、読み聞かせやうちどくに取り組み、うちどくノートを活用するなど、町立図書館と連携を図りながら読書活動を推進します。
- 明るく落ち着いた空間づくりに努めるとともに、利用しやすい図書の配列、室内レイアウト・図書の紹介や展示コーナー等の工夫を凝らし、自然に足を運びたくなるような図書館の環境整備を推進します。
- 子どもの豊かな読書活動や、主体的な学習活動を支えるために、蔵書の量的・質的な整備を行い、充実を図ります。
- 学校図書館資料をデータベース化し、資料の管理や充実した統計資料の作成、貸出・返却作業や資料の検索の効率化を図ります。
- 今後においても学校図書館司書を継続配置し、司書教諭と連携し授業充実のための資料提供、図書委員会活動による子どもたち一人一人の読書活動の更なる促進や学校図書館の充実を図ります。
- 町立図書館・司書教諭・学校図書館司書との定期的な連絡会を実施し、情報や意見交換を行い、相互理解を深めます。

## (5) 図 書 館

### 町立図書館における子ども読書活動の現状と課題

図書館は子どもたちにとって、多くの本と出会い、読書の楽しみを発見できる場所であり、学習を助けるために必要な情報を提供する場所でもあります。また保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選択し、子どもの読書について相談することのできる場所です。そのため、図書館はより多くの人に足を運んでもらえるような魅力ある資料の収集や、読書活動に関連した各種行事を行い、来館する人たちへのサービスだけでなく、図書館を利用しない人たちへも広く読書の楽しさや情報を発信していく役割があります。

さらに、子どもの読書活動を推進するボランティアグループ等の支援や研修機会の提供を行うことも求められています。

現在町立図書館では、子どもの多様な要求に応えられるように様々な資料を提供し、読書や調べ学習への支援、おはなし会、資料の展示やブックスタートなどを通じて、本に親しむきっかけづくりに取り組んでいます。

また、館外へのサービスとして、学校・児童館・放課後児童クラブ・おはなしボランティアグループなどへの団体貸出、職場体験の受入や児童ボランティア活動の実施など、子どもたちが図書館や図書に接する機会を提供しています。現在児童書の蔵書数は、およそ5万7千冊あり、図書全体の約34%に当たります。

これらを踏まえ町立図書館が生涯学習の拠点として、地域に根ざしたいきいきとした図書館づくりをめざしていきます。中能登町のすべての子どもたちが、本と出会い、読書を通して健やかに成長するために、町立図書館が中心となって関係機関などと連携し、子どもの読書活動を支援します。

### (主な取組内容)

- 図書館においておすすめの本を紹介し、多様性・多文化の資料を収集します。
- 乳幼児から青少年向きの資料まで、良書を中心に魅力的な資料の充実に努めます。また、調べ学習に対応した資料や郷土資料、外国語資料など多様な資料の収集に努めながら蔵書の一層の充実を図り、収集した資料をより見やすく、手に取りやすいように配慮し配架します。
- 絵本の選び方や読み聞かせの方法等、子どもの読書についての保護者の相談に応じます。
- 読書グループ、図書館ボランティアの資質向上と継続的な活動を目指し、養成講座を開催し育成支援を図ります。
- 保育園、小中学校、地域施設やボランティア等への団体貸出を積極

的にいき、より一層読書活動を促進します。

- 家族での読書の推進を目指し、家読(うちどく)の推進を図ります。
- 乳幼児から絵本に慣れ親しんでもらうため、ブックスタート事業を実施し、家庭での読書への理解関心を促進します。
- 司書教諭・学校図書館司書との定期的な連絡会を実施し、情報や意見交換を行い、相互理解を深めます。
- レファレンスサービスの強化や資料提供等の充実のため、職員研修を積極的に行います。
- 障害のある子どもの豊かな読書活動を支援するため、さわる絵本、大活字本等の収集を行います。
- 障害のある子どもたちの読書活動には、電子書籍等が有効な手段になり得ることから、導入について検討します。



【ボランティア養成講座】



【図書館講座かがくについて学ぼう】



【絵本の中の料理教室】



【ぬいぐるみおとまり会】

## 4 啓発活動の推進

子ども読書活動を進めていくには、読書活動の意義や重要性を広く関係機関に理解してもらう必要があり、そのため図書館、学校、子ども園・保育園、その他子ども読書活動に取り組む団体等が連携して、子どもの読書活動を推進するための啓発活動を積極的に行うことが大切です。

### (主な内容)

- 「読書週間」、「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」を中心に、子ども園、保育園、学校、図書館、関係機関、その他読書活動に取り組む団体等が連携して、おはなし会や企画展示を行うとともにポスターやリーフレットを配布し読書活動を促進します。
- 学校、図書館、関係機関、その他読書活動に取り組む団体等が行っている行事やボランティアなどの各種情報を、関連機関が連携協力し積極的に収集するとともに、ホームページなどに掲載し広く提供します。
- 国や県、図書館、学校、読書活動団体などが作成した優良図書リストやおすすめ本リスト等を積極的に収集し、図書館や学校、関係機関に配布するなど、読書活動がより活発化するよう、普及・啓発に努めます。
- 広報、ホームページ、ケーブルテレビ等の活用はもとより、関係機関との連携により、様々な機会を利用し、読書活動の魅力について幅広く発信します。



【児童コーナー】



【児童書新刊コーナー】

## 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日公布・施行

### (目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### (国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### (保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子どもの読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画または市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

第2次中能登町子ども読書活動推進計画  
～読書からつながる子どもの未来～

令和4年4月発行

中能登町教育委員会生涯学習課

〒929-1721 石川県鹿島郡中能登町井田に部50番地  
(中能登町生涯学習センターラピア鹿島内)

電話 0767-76-1900 FAX 0767-76-0909

お問い合わせ

中能登町立図書館 電話 0767-76-0544 FAX 0767-76-0909